

## はじめに

「いじめは、どの学校でも、どの学級にも、どの生徒にも起こりうる」という基本認識に立ち、本校の生徒が楽しく豊かな学校生活を送ることができるよう、いじめのない学校を作るために「いじめ防止基本方針」を策定した。

以下、本校における「いじめ防止のための基本的な姿勢」を示す。

- 学校、学級内にいじめを許さない雰囲気を作ります。
- 生徒、教職員の人権感覚を高めます。
- 生徒と生徒、生徒と教員をはじめとする校内における温かな人間関係を築きます。
- いじめを早期に発見し、適切な指導を行い、いじめ問題を早期に解決します。
- いじめ問題について保護者・地域そして関係機関との連携を深めます。

## 1 「いじめ」とは（いじめ防止対策推進法第2条を参照）

「いじめ」とは、本校に在籍している生徒に対して、本校に在籍している等の一定の人的関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、いじめを受けた生徒が心身の苦痛を感じているもの。

学校では、「いじめ」を訴えてきた生徒の立場に立ち、この「いじめ」の定義に関わらず、その訴えを真摯に受け止め、生徒を守るという立場に立って事実関係を確かめ、対応に当たる。

### 【平成27年 いじめ防止基本方針】の改定ポイント

けんかであってもしっかりと調査して対応する。軽微な案件はいじめという言葉を使わず指導するなど、柔軟な対応による対処も可能である。ただし、いじめとして校内で情報共有する。

## 2 校内体制について

- (1) 校務分掌に「いじめ防止対策委員会」を位置づける。構成は、校長、教頭、生徒指導主事、学年主任、教育相談担当、特別支援教育担当、養護教諭、スクールカウンセラー、関係教諭、PTA会長、学校評議員、その他とする。本校におけるいじめ防止等の取組に関することや、相談内容の把握、生徒、保護者へのいじめ防止の啓発等に関することを行う。
- (2) 校務分掌に「いじめ防止推進教師」を配置する。担当者は校長が命ずる。教職員が気付いた児童生徒の些細な変化に関する情報を集約し、分析する体制を構築する。
- (3) いじめの相談があった場合には、組織的に、事実関係の把握、関係生徒・保護者への対応等について協議して行う。なお、いじめに関する情報については、生徒の個人情報の取り扱いを考慮しながら、本校の教職員が共有できるようにする。
- (4) 学校評価においては、年度毎の取組について、生徒、保護者からのアンケート調査、教職員の評価を行い、その結果を公表し、次年度の取組の改善に生かす。

青森市立東中学校 いじめの認知に係る指針

段階	担当 〈役割〉	流れ
第一段階 些細な変化への気づき	全教職員 〈情報の記録・提出〉	以下の2点について日々観察し、学校ファイルサーバーの所定の様式に記録する。 ・生徒の些細な変化について ・生徒間のトラブルについて <b>けんかも含む</b>
第二段階 情報の集約・仮仕分け	いじめ防止推進教師 〈情報の集約及び仮仕分け〉	データベースを毎日チェックする 重要性・緊急性のある場合 複数回の場合 初めての場合 校長：いじめに係る事実への対応の承認 いじめ防止等対策委員会の招集 ↓ 緊急の招集 複数の教師、SCによる対応を要請 ↓ 定期の招集（毎週月曜日の主任会） 経過観察と並行して、関係職員に報告を求める。↓
第三段階 組織による認知・対応	いじめ防止等対策委員会 〈組織によるいじめの認知・早期対応〉	①いじめの認知 ・関係生徒や保護者からの聞き取り ・事実関係の整理 ・いじめの有無の判断 ②早期対応 ・関係生徒への指導 ・いじめを受けた生徒のケア ・双方の保護者への連絡 ・再発防止策の検討と実施 ・観察の継続と解消の見取り ③評価 ・いじめ解消の見取と確認 ・いじめ対応の手立ての検証・改善など
第四段階 評価・記録の蓄積	いじめ防止推進教師 〈データベース化〉	いじめの関係生徒名、態様、対応についてデータベース化
対応の共通理解	いじめの対応シート 報告、経過の共通理解の促進	「いじめの対応シート」作成 ・全職員の共通理解を図る ・いじめの認知及び初期対応後に市教委へ報告
一覧の報告	いじめの状況報告書	「いじめの状況報告書」作成 ・完全に解消するまで一覧にして把握。 ・月末に市教委へ報告
解消後	全教職員	再発防止に向けて ・一般化して全体指導 ・些細な変化を報告

### 3 いじめを未然に防止するために

#### 〈生徒に対して〉

- (1) 生徒一人一人が認められ、お互いを大切にし合い、学級の一員として自覚できるような学級づくりを行う。また、学級のルールを守るといった規範意識の醸成に努める。
- (2) わかる授業を行い、生徒に基礎・基本の定着を図るとともに学習に対する達成感・成就感を育てる。11月～1月の期間に、相互に授業を参観する期間を重点的に設け、意見交換をして授業改善をはかる。
- (3) 思いやりの心や生徒一人一人がかけがえのない存在であるといった命の大切さを道徳の時間や学級活動を通して育む。長期休業明けの最初の道徳の時間（4月、8月、1月）に、思いやりや命の大切さの価値項目を扱う。
- (4) 普段の活動だけでなく、異年齢集団の活動や校外活動においても生徒の居場所づくりや人間関係作りに配慮する。

#### ○ 異年齢集団の活動

- |     |  |
|-----|--|
| 4月  | 地域別集会と集団下校                             |
| 5月  | 体育祭での応援練習と応援発表                         |
| 6月  | 市中体連夏季大会の行進・応援練習<br>市中体連夏季大会での部活動、応援活動 |
| 9月  | 市中体連秋季大会での部活動、応援活動                     |
| 10月 | 東中祭での部活動、委員会活動                         |

※ その他、普段の活動として、部活動、委員会活動が異年齢集団の活動として行われている。

#### ○ 校外活動

- |    |                |
|----|----------------|
| 5月 | 3年修学旅行での東京職場訪問 |
| 7月 | 2年職場体験、1年職場訪問  |
| 8月 | 環境の日（地域清掃活動）   |

- (5) 「いじめは決して許されないこと」という認識を生徒が持つようさまざまな活動の中で指導をする。
- (6) 長期休業明けの道徳や学級活動等の時間に、いじめの防止等に関わる価値項目や内容項目などを重点的に学習できるように年間計画に位置付ける。
- (7) 見て見ないふりをすることは「いじめ」をしていることにつながることや「いじめ」を見たら、先生方や友達に知らせたり、やめさせたりすることの大切さを指導する。その際、知らせることは決して悪いことではないことも合わせて指導する。

#### 〈教職員に対して〉

- (1) 生徒一人一人が、自分の居場所を感じられるような学級経営に努め、生徒との信頼関係を深める。
- (2) 授業を通して自己有用感を味わわせるための授業改善に向けて、「見せ合い授業」のみならず普段から、お互いの授業を参観し合い協議し合う。
- (3) 生徒が自己実現を図れるように、子どもの主体的な活動を生かす授業を日々行うことに努める。

- (4) 生徒の思いやりの心や命の大切さを育む道德教育や学級指導，体験活動の充実を図る。
- (5) 「いじめは決して許さない」という姿勢を教員がもっていることをさまざまな活動を通して生徒に示す。
- (6) 生徒一人一人の変化に気づく，鋭敏な感覚を持つように努める。
- (7) 生徒や保護者からの話を親身になって聞く姿勢を持つ。
- (8) 「いじめ」の構造やいじめ問題の対処等「いじめ問題」についての理解を深める。特に，自己の人権感覚を磨き，自己の言動を振り返るようにする。
- (9) 問題を抱え込まないで，管理職への報告や学年や同僚への協力を求める意識を持つ。

#### 〈学校全体として〉

- (1) 全教育活動を通して，「いじめは絶対に許されない」という土壌をつくる。
- (2) いじめに関するアンケート調査を学期に1回実施（6～7月、11～12月、2～3月）し，結果から生徒の様子の変化などを教職員全体で共有する。
- (3) 「いじめ問題」に関する校内研修を行い，「いじめ」について本校教職員の理解と実践力を深める。毎月定例の職員会議で，いじめ問題の「事例」や「情報モラル教育」のポイントなど，多角的な視野からいじめ問題について話し合い，研修を積み上げていく体制を作る。
- (4) 校長が，「いじめ問題」に関する講話を全校朝会で行い，学校として「いじめは絶対に許されない」ということと「いじめ」に気づいた時には，すぐに担任をはじめ，周りの大人に知らせることの大切さを生徒に伝える。
- (5) 生徒会として「いじめ問題」に関する取組みを行う。
- (6) いつでも，誰にでも相談できる体制の充実を図る。

#### 〈保護者・地域に対して〉

- (1) 生徒が発する変化のサインに気づいたら，学校に相談することの大切さを伝える。
- (2) 「いじめ問題」の解決には，学校・家庭・地域の連携を深めることが大切であることを学校便り，東部地区児童生徒健全育成連絡協議会，小中連携事業会議等で伝えて，理解と協力をお願いする。

## 4 「いじめ」の早期発見・早期対応について

### 〈早期発見にむけて…「変化に気づく」〉

- (1) 生徒の様子を担当をはじめ多くの教員で見守り，気づいたことを学校共有フォルダの「些細な変化への気づきまたはトラブル」データベースへ記入する。いじめ防止推進教師は毎日データベースをチェックし，情報を集約した後いじめかどうか仮仕分けをして，校長の承認のもとにいじめ防止等対策委員会を通して対策をとる。
- (2) 様子に変化が感じられる生徒には，教師は積極的に声がけを行い，生徒に安心感を持たせる。
- (3) アンケート調査等を活用し，生徒の人間関係や学校生活の悩み等の把握に努め，共に解決していかうとする姿勢を示して，生徒との信頼関係を深める。
- (4) 学級懇談等で情報を収集し，保護者と協力して生徒を見ていく体制を整える。

### 〈相談ができる…「誰にでも」〉

- (1) いじめに限らず，困った事や悩んでいることがあれば，誰にでも相談できることや相談することの大切さを生徒に伝えていく。
- (2) いじめられている生徒や保護者からの訴えには，親身になって聞き，生徒の悩みや苦しみを受け

止め、生徒を支え、いじめから守る姿勢を示す。

- (3) いじめられている生徒が自信を取り戻し、存在感を感じられるような励ましを行う。
- (4) いじめに関する相談を受けた教員は、管理職に報告するとともに委員会を通して校内で情報を共有するようにする。

#### 〈早期の解決を…「傷口は小さいうちに」〉

- (1) 教員が気づいたあるいは生徒や保護者から相談があった「いじめ」について、事実関係を早期に把握する。その際、被害者、加害者といった二者関係だけでなく構造的に問題を捉える。
- (2) 事実関係を把握する際には、学校として組織的な体制のもとに行う。
- (3) いじめている生徒に対しては、「いじめは絶対に許さない」という姿勢で臨み、まず、いじめることをやめさせる。
- (4) いじめることがどれだけ、相手を傷つけ、苦しめていることか気づかせるような指導を行う。
- (5) いじめてしまう気持ちを聞き、その生徒の心の安定を図る指導を行う。
- (6) いじめを認知した場合には、「いじめ対応シート」にまとめて共通理解を図り、解決に向けて組織的に対応していく。
- (7) 事実関係を正確に当該の保護者に伝え、学校での指導、家庭での対応に仕方について、学校と連携し合っていくことを伝えていく。

## 5 重大事態への対応について

### 〈重大事態とは〉(いじめ防止対策推進法第28条を参照)

- (1) いじめにより本校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- (2) いじめにより本校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

### 〈重大事態の報告〉

- (1) 重大事態が発生した際は、青森市教育委員会に迅速に報告する。
- (2) 欠席期間が30日(目安)に到達した場合は、「不登校重大事態」と判断し、7日以内に青森市教育委員会へ報告する。

### 〈重大事態の調査〉

- (1) 重大事態が生じた場合は、スクールカウンセラー等の専門的知識を有するもののほか、第三者からなる組織を設け調査する。
- (2) 重大事態が発生したことを真摯に受け止め、全校生徒及び保護者に対しアンケート等を行い、事実関係を把握し、調査委員会に速やかに提出する。その際、被害生徒の学校復帰が阻害されることがないよう配慮する。
- (3) いじめを受けた生徒及び保護者に対しては、学校として説明責任があることを自覚し、真摯に情報を提供する。その際、個人情報の保護に関する法律等を踏まえること。

## 6 アンケートの実施

- (1) 6～7月（第1回）、8月出校日（第2回）、8月始業式（第3回）、11～12月（第4回）、1月出校日（第5回）、1月始業式（第6回）、2～3月（第7回）に実施する。
- (2) 集計はただちに行い、職員会議や研修会等においてすべての教職員で共通理解を図る。

## 7 教育委員会への報告と支援

- (1) いじめの重大事態発生時の対応等については、国が示したフロー図に従い、青森市教育委員会に電話等で速やかに報告し、連携して対応する。
- (2) 初期対応後に「いじめ対応報告シート」で文書形式で青森市教育委員会指導課へ報告し、支援をあおぐ。電子メールで報告はしない。
- (3) いじめ対応を報告したものについては、月末にとりまとめて翌月の5日までに「いじめの状況報告書」を文書形式で所定の封筒に入れて青森市教育委員会指導課へ報告し、支援をあおぐ。同時に、電子ファイル形式で電子メールに添付して青森市教育委員会指導課へ送信する。
- (4) 「いじめの状況報告書」で報告した時に、「一定の解消が図られたが、継続支援中」として報告した件は、翌月の報告書にも経過を載せる。
- (5) 「いじめの状況報告書」で報告した時に、「解消に向けて取り組み中」として報告した件は、青森市教育委員会指導課へ現在の状況を電話で報告する。その際、いじめが解消されない原因も報告する。

## 8 その他

- (1) PTAや地域の会合等において、いじめ問題など健全育成についての話し合いを奨める。

# いじめ対応報告シート

整理番号
提出日 平成 年 月 日

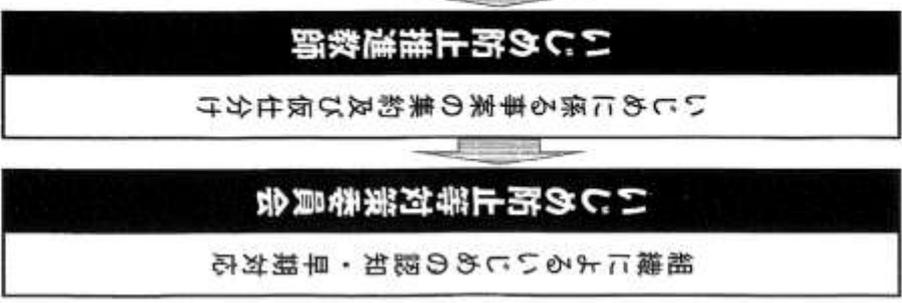
(1) いじめの当事者	被害者 (本人)	児童生徒	年	組	性別	男	家庭への連絡	済	(2) いじめの発見方法	①定期的な調査等
		フカナ						未		②本人の申告
	加害者	※氏名、学年、組、性別を記入(例:〇〇〇〇、3-1、男)					家庭への連絡	済		③他者からの情報提供
								未		④家庭からの情報提供
									⑤観察	
									⑥その他	
									( )	
(3) いじめの概要	(4) いじめの態様 (複数回答可)	a. 冷やかしからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。								
		b. 仲間はずれ、集団による無視をされる。								
		c. 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをしてたたかれたり、蹴られたりする。								
		d. ひどくぶつかられたりたたかれたり、蹴られたりする。								
		e. 金品をたかられる。								
		f. 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。								
		g. 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。								
		h. パソコンや携帯電話等で、ひぼう・中傷や嫌なことをされる。								
		i. その他								
(5) 学校側の対応										
備考	警察などの関係機関との連携 指導主事派遣要請の有無など									

# 児童生徒の心身の「状況」を把握する・「変化を見逃さない」ための観察ポイント

児童生徒が抱える困難や悩み背景		学校生活における場面別の主な観察ポイント	
<b>学校の背景</b> ○進路問題 ○不登校又は不登校傾向 ○学業不振 ○友人関係での悩み ○異性問題 ○いじめ ○その他	・卒業後の進路について悩んでいた ・受験に失敗した ・志望校への受験が困難である旨を告げられた ・不登校を理由に長期欠席であった ・学校を休みがちな状況であった ・成績が以前の比へて大幅に落ち込んでいた ・授業についていけず悩んでいた ・友人との関係がうまくいわずに悩んでいた ・クラスになじむことができずに悩んでいた	<b>場面1 登校時、下校時</b> ●登校を渋る ●遅刻や早退が増加する ●挨拶に元気がない ●友達と一緒に登下校したくない	<b>場面2 朝や帰りの会</b> ●体調不良をよく訴える ●朝夕の健康観察に変化がある ●朝から眠いと訴える ●表情や目つきがいつもと違う
		<b>家庭的背景</b> ○保護者との不和 ○保護者の離婚 ○経済的困難 ○その他	・父母等との関係が険悪で修復しがたい状況 ・父母等から激しく叱責を受けていた ・父母等との関係がうまくいわず悩んでいた ・父母等が離婚した場合 ・家庭が経済的に困難している ・生活保護を受給している ・父親が失業している ・父親に多額の負債がある
<b>個人的背景</b> ○精神科治療歴有 ○独特の性格傾向 ○自殺をほのかかしていた ○自傷行為 ○孤立感 ○厭世 ○その他	・精神科医等の治療経験がある場合 ・周りに甘え癖などの未熟・依存的性格傾向 ・俗に言うキレやすいタイプの衝動的な性格傾向 ・二重軌一的な考えにとられるなど極端な完全線 ・「死にたい」などと友人や周囲にもらしていた ・手首を刃物で切る、薬を多量に服用することがあった ・引きこもりがち、周囲の人とのつながりが希薄 ・すぐに悲観したり、物事を悪いほうにばかり考える	<b>場面5 給食時</b> ●食べる量が極端に減る ●食べる量が極端に増える ●食欲がないと訴える ●友達との会話が減る	<b>場面6 学校行事</b> ●参加を拒む ●参加への不安を訴える ●行事が近づくと体調不良になる ●行事への欠席が多い
		<b>場面7 部活動</b> ●休みがちになる ●練習等への意欲が乏しい ●友達と関わらうとしない	<b>場面8 その他</b> ●保健室への来室が増える ●今までできていたことができなくなる ●用事もないのに職員室に来る

参考：子供の自殺等の実態分析(平成26年7月 児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議)

参考：学校における子供の心のケアーサインを見逃さないために(平成26年3月 文部科学省)



保存版

# いじめのサイン

## 発見シート

監修 森田洋司 氏 大森市立東中学校いじめ防止基本方針策定協議会委員

多くの子どもたちが、だれにも相談できずにいる「いじめのこと」。言葉では伝えられなくても、「いじめ」があれば毎日の生活の中に、これまでとちがった行動や態度などが現れます。「いじめのサイン発見シート」を使ってふだんの生活とのちがいを確認してください。



### 朝 (登校前)

- ※チェック欄は2回、もしくは2人で出来るように2つあります。
- 朝起きでこない、布団からなかなか出てこない。
  - 朝になると体の具合が悪いと言い、学校を休みたがる。
  - 遅刻や早退がふえた。
  - 食欲がなくなったり、だまって食べるようになる。



### 夕 (下校後)

- ケータイ電話やメールの着信音におびえる。
- 勉強しなくなる。集中力がない。
- 家からお金を持ち出したり、必要以上のお金をほしがる。
- 遊びのなかで、笑われたり、からかわれたり、命令されている。
- 親しい友達が遊びに来ない、遊びに行かない。



### 夜間 (就寝後)

- 寝つきが悪かったり、夜眠れなかったりする日が続く。
- 学校で使う物や持ち物がなくなったり、こわれている。
- 教科書やノートにいやがらせのラクガキをされたり、やぶられたりしている。
- 服がよごれていた、やぶれていたりする。



### 夜 (就寝前)

- 表情が暗く、家族との会話も少なくなった。
- ささいなことでイライラしたり、物にあたったりする。
- 学校や友達の話がへった。
- 自分の部屋に閉じこもる時間がふえた。
- パソコンやスマホをいつも気にしている。
- 理由をはっきり言わないアザやキズアトがある。

### ■「いじめ」をしていませんか？

いじめられる側になっていると、次のようなサインが出ていることがあります。



- 言葉づかいが悪くなる。言うことをきかない。人のことをばかにする。
- 買ったおぼえない物を持っている。
- 与えたお金以上のものを持っている。おこづかいでは買えないものを持っている。

### クラス替えなど環境の変化には特に注意が必要です。

4月はクラス替えで新しい友達ができるなど、子どもにとって環境が大きく変わる月です。学校生活を楽しく過ごせる友達ができるかどうか、注意して見守る必要があります。また、転校などのタイミングにも注意してください。

### 休み明けの変化を見逃さないようにしましょう。

夏・冬休みの終わりがちから新学期が始まる時期に、登校をいやがったり、元気がなくなったりしていないか、子どものようすの変化に注意する必要があります。日曜日から月曜日にかけても同じです。

※チェック項目は参考例です、お子さまやご家族の実際の状態に合わせて、ご活用下さい。

### 「あれ？」

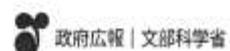
### もしかしてと 思ったら...

- 子どもにとって良き相談相手になってあげましょう。気持ちを受け入れてあげることが大切です。
- ようすがおかしくても、問いつめたり、結論を急いだりしないようにしましょう。
- 何があっても「守り抜く」「必ず助ける」ことを真剣に伝えましょう。
- いじめている人が悪く、いじめられている人は悪くないと伝えましょう。
- 子どもに次のようなことは言わないようにしましょう。  
「無視しなさい」「大したことはない」「あなたにも悪いところがある」「いじめられるほうが悪い」「親いかにいじめられる」

ご家族だけで悩まずに、心配なことは学校へ相談しましょう。

相談窓口 24時間いじめ相談ダイヤル  
24時間全国どこからでも悩みを相談することができます。

0570-0-78310 (なやみ言おう)



政府広報オンライン特集ページ <http://www.gov-online.go.jp/tokusyu/ijime/>

図表2-6 自殺直前のサイン



- ・ これまでに関心のあった事柄に対して興味を失う。
- ・ 注意が集中できなくなる。
- ・ いつもなら楽々できるような課題が達成できない。
- ・ 成績が急に落ちる。
- ・ 不安やイライラが増し、落ち着きがなくなる。
- ・ 投げやりな態度が目立つ。
- ・ 身だしなみを気にしなくなる。
- ・ 健康や自己管理がおろそかになる。
- ・ 不眠、食欲不振、体重減少などのさまざまな身体の不調を訴える。
- ・ 自分より年下の子どもや動物を虐待する。
- ・ 学校に通わなくなる。
- ・ 友人との交際をやめて、引きこもりがちになる。
- ・ 家出や放浪をする。
- ・ 乱れた性行動に及ぶ。
- ・ 過度に危険な行為に及ぶ、実際に大怪我をする。
- ・ 自殺にとらわれ、自殺についての文章を書いたり、自殺についての絵を描いたりする。

以上のサインの中には、子どもではそれほどめずらしいことではないと考えられるものもあるかもしれませんが、総合的に判断することが重要です。難しいことではありますが、子どもに関わる大人は子どもの変化を的確にとらえて、自殺の危険を早い段階で察知し、適切な対応ができるようにしたいものです。

## いじめ防止の取り組み 年間計画

月	取り組み	
4月	職員全員による登校の見守り期間	<p>●毎週月曜日1校時 目にいじめ防止対 策委員会開催</p> <p>●月末にいじめ防止 の状況を再確認 し、市教委へ報告</p>
5月	職員全員による登校の見守り期間	
6月	生活に関するアンケート	
7月	夏休み期間の見回り	
8月	生活に関するアンケート（始業式1週間前と 始業式当日）  職員全員による登校の見守り期間	
9月	2学期の生活作り指導	
10月	東中祭での「認め合う」指導の完成	
11月	生活に関するアンケート	
12月	冬休み期間の見回り	
1月	生活に関するアンケート（始業式1週間前と 始業式当日）	
2月	生活に関するアンケート	
3月	春休み期間の見回り	